専門実践教育訓練の給付金について

本校は、平成 27 年 1 月より、厚生労働省の「専門実践教育訓練給付金制度」対象講座として、医療専門課程看護師学科（２年課程定時制）が指定されました。

指定講座番号：95017-151001-8

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費（入学料と受講料）の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

支給対象者、申請方法など詳しくは[こちら]（ハローワークインターネットサービス）

※申請手続きにつきましては、**受講開始日（4 月 1 日）の一カ月前**までに行う必要があります。
住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。
（[全国のハローワークの所在案内]：厚生労働省ホームページ）

※医療高等課程準看護師学科につきましては、対象外です。